

# にちじょうせいかつ たす ようぐ ほ そうぐ <<6 日常生活を助ける用具・補装具>>

## 1. 補装具費の支給

### 身 難

#### 対象者

身体障害者手帳をお持ちの方で、原則として東京都心身障害者福祉センターの判定を受けた方（18歳未満の方は指定育成医療機関、又は保健所の意見書が必要）

介護保険制度対象者は、一部種目、介護保険が優先となります。

※障害者総合支援法第4条に定める難病患者のうち、必要と認められる方については支給対象となる場合があります。

#### 内 容

就労その他日常生活を容易にするため、補装具の購入、借受け又は修理費を支給します。

※すでに購入等したもの、治療のために使用されるものについては対象となりません。

※耐用年数に関わらず、修理が可能な場合は修理対象とし、修理が不可能な場合は購入対象となります。

※通常、費用の1割は自己負担となりますが、世帯の所得により自己負担の限度額を設定しています。（住民税非課税世帯は負担額は0円）

※世帯の最多納税者の市民税所得割額が46万円以上の場合は、補装具費の支給対象外です。

視覚障がい	眼鏡・義眼・視覚障害者安全つえ
聴覚障がい	補聴器・人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）
肢体不自由	義肢・装具・車いす・電動車いす・座位保持装置・歩行器・歩行補助つえ・起立保持具・頭部保持具・座位保持いす・排便補助具
肢体不自由及び 音声・言語機能障がい	重度障害者用意思伝達装置

※            の種目は18歳未満のみ支給対象

#### 申請方法

必要書類を添えて障害福祉課へ

必要書類や判定方法は、補装具の種目により異なりますので、事前に下記へお問合せください。

#### 問 合 せ

障害福祉課 相談支援担当

電話042-338-6847（直通） FAX042-371-1200

## 2. 重度心身障がい者(児)等日常生活用具の給付



### 対象者

身体障害者手帳・愛の手帳の交付を受けて居宅で生活する重度の障がい者の方。ただし、介護保険制度や高齢福祉の日常生活用具給付制度が優先の場合があります。

※障害者総合支援法第4条に定める難病患者のうち、必要と認められる方については給付対象となる場合があります。

### 内容

日常生活を容易にするための各種用具の給付又は貸与を行います。

給付種目は表のとおりです。原則として現在それらの用具を所持している方、施設入所中の方、入院中の方は対象となりません。(携帯用会話補助装置、頭部保護帽、ストマ用装具を除く)

※すでに購入したものについては対象となりません。

※所得に応じた費用負担があります。また、故障等の修理は自己負担となります。

※給付限度額は変更することがあります。

※世帯の最多納税者の市民税所得割額が46万円以上の場合は、日常生活用具の給付対象外です。

### 申請方法

必要書類が用具種目により異なりますので事前に下記へお問合せください。

### 問合せ

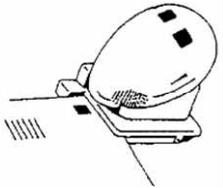
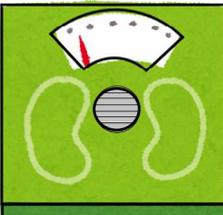
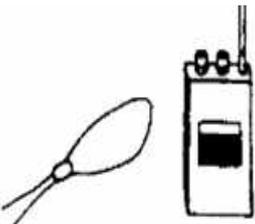
障害福祉課 相談支援担当

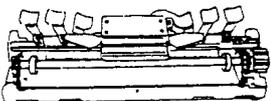
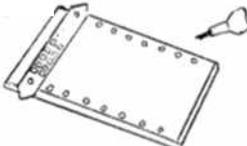
電話042-338-6847(直通) FAX042-371-1200

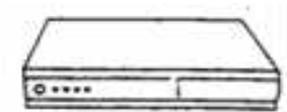
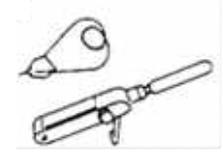
### <給付用具種目>

※耐用年数は目安です。耐用年数が経過しても使用できる場合は修理対応となります。

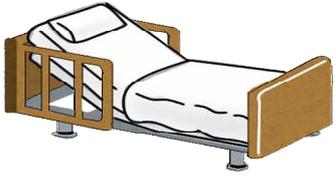
障がい種別	種目・基準額	性能・仕様	受給できる障がい程度と要件	耐用年数
視覚	ポータブルレコーダー 録音再生 85,000 円 再生専用 48,000 円 	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	原則として学齢児以上の視覚1, 2級 ただし、録音再生機は就労(見込含む)又は就学中の方に限る	6年
	時計(触読式又は音声式) 13,300 円 	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	18歳以上の視覚1, 2級	10年

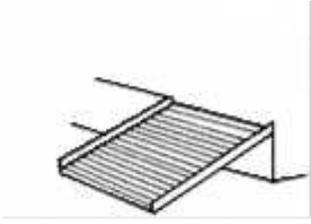
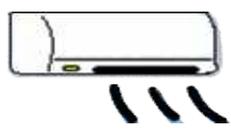
障がい種別	種目・基準額	性能・仕様	受給できる障がい程度と要件	耐用年数
視覚	活字文書読上げ装置 99,800 円 	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	原則として学齢児以上の視覚1，2級	6年
	音声式体温計 9,000 円 	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	視覚障がい者のみ又はこれに準ずる世帯で、原則として学齢児以上の視覚1，2級	5年
	音声式体重計 18,000 円 	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	視覚障がい者のみ又はこれに準ずる世帯で18歳以上の視覚1，2級	5年
	視覚障がい者用 音声・拡大読書器 198,000 円 	印刷物等を画像入力装置で読み込ませ、拡大された画像（文字等）をモニターに写し出せるもの、又は機械音声により文字を読み上げるもの	原則として学齢児以上の視覚障がい者で、本装置により文字等を認識することが可能になる方 ※情報通信支援用具のうち、視覚障害者画面音声ソフト又は画面拡大ソフトの支給を受けた方はのぞく	8年
	音響案内装置 1級 51,000 円 2級 7,000 円 	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの 送信機は、「歩行時間延長信号機用小型送信機」のこと	原則として学齢児以上で視覚1，2級（2級の方は送信機のみに限る）	10年

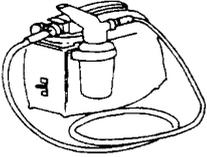
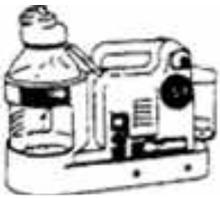
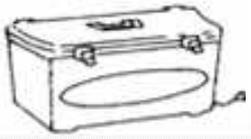
障がい種別	種目・基準額	性能・仕様	受給できる障がい程度と要件	耐用年数
視覚	点字タイプライター 63,100円 	視覚障がい者（児）が容易に操作できるもの	就労（見込含む）又は就学中の視覚1，2級	5年
	点字器 10,700円 	点字を打つための点字板と点筆のセット	視覚障がい者（児）で点字を使う方	7年
	点字図書 点字図書の価格 	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書	視覚障がいの方 年間6タイトル又は24巻まで	—
視覚・視覚聴覚重複	点字ディスプレイ 383,500円 	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	18歳以上の視覚2級以上の方及び、18歳以上の視覚2級以上かつ聴覚2級の重度重複障がい者が必要と認められる方	6年
視覚・肢体	情報通信支援用具 100,000円	視覚障害者画面音声ソフト、画面拡大ソフト、視覚障害者用ワープロソフト等 上肢障害者大型キーボード、ジョイスティック（操作棒）等	視覚障がい者1，2級又は、上肢障害1，2級の方で、パソコンの使用により社会参加が見込まれる方 ※視覚障がい者で音声・拡大読書器の支給を受けた方をのぞく	6年
聴覚	屋内信号装置 87,400円 	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	18歳以上の聴覚2級の方で聴覚障がい者のみ又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る	10年

障がい種別	種目・基準額	性能・仕様	受給できる障がい程度と要件	耐用年数
聴覚	情報受信装置 88,900 円 	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	聴覚障がい者（児）で、本装置によりテレビの視聴が可能になる方	6年
	会議用拡聴器 38,200 円 	障がい者（児）が容易に使用し得るもの	原則として学齢児以上の聴覚4級以上の方	6年
聴覚・音声言語	フラッシュベル 12,400 円 	障がい者（児）が容易に使用し得るもの	原則として学齢児以上で、聴覚又は音声、言語機能に係る障がいの程度が4級以上の方	10年
	聴覚障がい者用通信装置（ファクシミリ） 30,000 円 	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者（児）が容易に使用し得るもの（ファクシミリ）	学齢児以上の聴覚又は音声、言語機能に著しい障がいを有する方でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要として認められる方	5年
	携帯用信号装置 20,200 円 	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの	原則として学齢児以上の、聴覚又は音声、言語機能に係る障がいの程度が4級以上の方	6年
音声言語・肢体	携帯用会話補助装置 150,000 円 	携帯式でことばを音声又は文章に交換する機能を有し、障がい者（児）が容易に使用し得るもの	原則として学齢児以上の音声もしくは言語又は肢体不自由者（児）で音声言語の著しい障がいのある方	5年

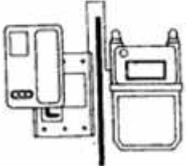
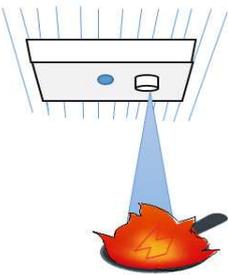
障がい種別	種目・基準額	性能・仕様	受給できる障がい程度と要件	耐用年数
音声言語	電動式 72,200円 	声の元となる音を外部から発生させる機能を有するもの	原則として学齢児以上で、喉頭を摘出していて音声・言語の手帳をお持ちの方	5年
肢体	体位変換器 15,000円 	介護者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	原則として学齢児以上の下肢又は体幹1, 2級の方で、介護を必要とする方 介護保険制度が優先	5年
	入浴補助用具 90,000円 	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者(児)又は介護者に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	原則として3歳以上の下肢又は体幹に係る障がい者(児)で入浴に介助を必要とする方(ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものは除く) 介護保険制度が優先	8年
	便器 40,000円 	手すりのついた腰かけ式のもの。ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	原則として学齢児以上の下肢又は体幹1, 2級 介護保険制度が優先	8年
	特殊尿器 154,500円 	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの	原則として学齢児以上の下肢又は体幹1級で常時介護を必要とする方 介護保険制度が優先	5年

障がい種別	種目・基準額	性能・仕様	受給できる障がい程度と要件	耐用年数
肢体	特殊寝台 162,800 円 	使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	原則として学齢児以上の下肢又は体幹1, 2級 介護保険制度が優先	8年
	移動用リフト 257,500 円 	障がい者(児)を移動させるに当たって、介護者が容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	原則として3歳以上の下肢又は体幹1, 2級 (ただし住宅改修を伴うものは除く) 介護保険制度が優先	6年
	リフト用担架 133,900 円 	障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴等の移乗をさせるもの	原則として3歳以上の下肢又は体幹1, 2級の方で介護を必要とする方(入浴等の移乗にあたって、家族等他人の介助を要する者に限る) 介護保険制度が優先	5年
	訓練いす 33,100 円 	原則として付属のテーブルをつけるものとする	原則として3歳以上18歳未満で下肢又は体幹1, 2級	5年
肢体・平衡機能	一本つえ 4,000 円 	T字又は棒状の一本つえ	下肢・体幹・平衡機能障害の手帳をお持ちの方でつえの使用により歩行機能を補うことが可能な方	3年

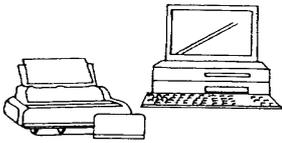
障がい種別	種目・基準額	性能・仕様	受給できる障がい程度と要件	耐用年数
肢体・平衡機能	移動・移乗支援用具 60,000円 	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの	原則として3歳以上の平衡機能又は下肢もしくは体幹に係る障がいの方（家庭内の移動等において介助が必要な方） ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く 介護保険制度が優先	8年
肢体・愛の手帳	特殊便器 100,000円 	温水温風を出し得るもの及び知的障がい者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの	原則として学齢児以上の、上肢1，2級又は愛の手帳1，2度で自ら排便処理が困難な方（ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものは除く）	8年
	特殊マット 40,000円 	じょくそう防止又は失禁による汚染若しくは損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等を加工したもの	①原則として3歳以上18歳未満の下肢又は体幹1，2級 ②原則として18歳以上の下肢又は体幹1級の方で、常時介護を必要とする方 ③原則として3歳以上の愛の手帳1，2度 介護保険制度が優先	5年
脊髄損傷等	ルームクーラー 100,000円 	障がい者が容易に使用し得るもの	18歳以上の頸髄損傷等により体温調節機能を喪失した方 （医師の意見書が必要）	6年
呼吸	空気清浄器 20,000円 	障がい者が容易に使用し得るもの	18歳以上の呼吸機能障害の程度が3級以上	6年

障がい種別	種目・基準額	性能・仕様	受給できる障がい程度と要件	耐用年数
呼吸等	ネブライザー (吸入器) 36,000 円 	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	原則として学齢児以上で呼吸機能障害の程度が3級以上又は同程度の身体障がい者(児)で常時継続して必要と認められる方 (医師の意見書が必要)	5 年
	電気式たん吸引器 56,400 円 	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	原則として学齢児以上で呼吸機能障害の程度が3級以上又は同程度の身体障がい者(児)で常時継続して必要と認められる方 (医師の意見書が必要)	5 年
	パルスオキシメーター 40,000 円 	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	身体障害者手帳をお持ちの方で呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい者(児)で常時継続して必要と認められる方 (医師の意見書が必要)	5 年
腎臓	透析液加温器 72,100 円 	自己連続携帯式腹膜灌流法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの	自己連続携帯式腹膜灌流方式による人工透析を必要とする原則として3歳以上の方 (医師の意見書が必要)	5 年
ぼうこう・排尿機能	収尿器 (1 か月あたり) 男性用 4,000 円 女性用 4,400 円 	採尿器と蓄尿袋で構成されたもの	①膀胱機能障害をお持ちの方で収尿器が必要な方 ②脊髄損傷や二分脊椎等による排尿機能障害で収尿器が必要な方	—

障がい種別	種目・基準額	性能・仕様	受給できる障がい程度と要件	耐用年数
ぼうこう・直腸・脳原性機能障害・二分脊椎等	ストマ用装具 (1 か月あたり) 蓄便袋 8,900 円 蓄尿袋 11,700 円 紙オムツ 12,000 円	○蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの  ○蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップ付で、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	○蓄便袋 直腸機能障害がありストマを造設した方  ○蓄尿袋 膀胱機能障害があり尿路変更のストマを造設した方  ○紙おむつ 3歳以上の脳性まひ等の脳原性運動機能障害、又は二分脊椎等の障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な方で紙おむつを必要としている方(所定の医師意見書が必要)	—
他	頭部保護帽 既製品 15,700 円 特注品 37,900 円  	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	①身体障害者手帳をお持ちの方で頭部を強打するおそれのある方 ②知的障がい者(児)又は精神障がい者(児)でてんかんの発作等により、転倒する恐れのある方(入所中でも可)	3年
	電磁調理器 41,000 円  	障がい者が容易に使用し得るもの	障がい者のみ又はこれに準ずる世帯で、18歳以上の視覚1、2級、上肢1、2級、下肢又は体幹1級、又は18歳以上で愛の手帳1、2度	6年

障がい種別	種目・基準額	性能・仕様	受給できる障がい程度と要件	耐用年数
他	ガス安全システム 42,200 円 	警報機からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの	障がい者のみ又はこれに準ずる世帯で、18 歳以上の下肢又は体幹 1 級及び喉頭摘出等により嗅覚機能を喪失した方	8 年
	火災警報器 31,000 円 	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で身体障害者手帳 1, 2 級又は、愛の手帳 1, 2 度	8 年
	自動消火装置 28,700 円 	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で身体障害者手帳 1, 2 級、愛の手帳 1, 2 度	8 年

#### 貸与種目用具

障がい種別	種目・基準額	性能・仕様	受給できる障がい程度と要件
—	視覚障がい者用 点字プリンター ※共同利用 1,800,000 円 	編集、校正機能を持ち日本点字表記法に基づき入力した文書を自動的に点字変換が可能で、パーソナルコンピュータとの連動により点字文書及び墨字文書の作成及び音声化ができるもの	身体障害者福祉センター A・B 型と点字図書館に設置し、共同利用する

### 3. 重度身体障がい者（児）等住宅設備改善費の給付



#### 対象者

身体障害者手帳の交付を受けて居宅で生活する重度の障がい者の方。ただし、介護保険制度が優先となります。

※ 小規模改修については、障害者総合支援法第4条に定める難病患者のうち、必要と認められる方については給付対象となる場合があります。

#### 内容

居宅生活を容易にするための住宅設備の改善費用を給付します。

ただし、新築、増築工事は除きます。

※ 所得に応じた自己負担金があります。利用は原則として1回のみです。

※ 世帯の最多納税者の市民税所得割額が46万円以上の場合は住宅設備改善費の給付対象外です。

#### 申請方法

※ 事前の相談が必要です。現場を確認し、相談後、申請していただきます。

#### 問合せ

障害福祉課 相談支援担当

電話042-338-6847（直通） FAX042-371-1200

#### 給付種目

種 目	対 象 者
小規模改修 200,000円	学齢児以上65歳未満で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が3級以上の方及び補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者 (ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上の方)
中規模改修 641,000円	学齢児以上65歳未満で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が2級以上の方及び補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者
屋内移動設備 ⑦979,000円 ⑧353,000円	学齢児以上で、歩行ができない状態かつ、上肢及び下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級の方及び補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者 ⑦ 機器本体 ⑧ 設置費

## 4. 中等度難聴児発達支援事業 **身 児**

### 対象者

身体障害者手帳（聴覚障害）の交付の対象とならない方で、両耳の聴力レベルが概ね 30 デシベル以上であり、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する 18 歳未満の児童

### 内 容

補聴器の装用により言語の習得及び生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費の一部を助成します。所得に応じた自己負担金があります。

※ 世帯の最多納税者の市民税所得割額が 46 万円以上の場合は助成対象外です。

※ 修理や付属品の交換にかかる費用は助成対象外です。

### 申請方法

①申請書（市指定の様式）、②医師の意見書（市指定の様式）、③補聴器の見積書をご持参のうえ障害福祉課へ。この申請を経ずに先に補聴器を購入した場合は、助成の対象となりません。対象の方は障害福祉課までお問い合わせください。

### 助成基準額

区分	補聴器の種類	基準価格 (1台あたり)	基準価格に含まれるもの	耐用 年数
補聴器	高度難聴用ポケット型	137,000円	補聴器本体・電池・イヤモールド	5年
	高度難聴用耳かけ型			
	重度難聴用ポケット型			
	重度難聴用耳かけ型			
	耳あな型（レディメイド）		補聴器本体・電池	
	耳あな型（オーダーメイド）			
	骨導式ポケット型			
骨導式眼鏡型	補聴器本体・電池・平面レンズ			
補聴システム	ワイヤレスマイク	98,000円	※補聴システムは、FM型及びデジタル方式が対象。	
	受信機	80,000円		
	オーディオシュー	5,000円		

※デジタル式補聴器を購入する場合で、その装用に関し専門的な知識又は技能を有する者による調整が必要なときは、上記補聴器の基準価格に 2,000 円を加算することができます。

### 問 合 せ

障害福祉課 相談支援担当

電話042-338-6847（直通） FAX042-371-1200

# 《7 在宅生活や外出時の支援・訓練・総合支援法等に基づくサービス》

## 1. 位置情報サービス **知**

### 対象者

知的障がいのために、著しい移動活動がみられ、位置確認が必要な知的障がい者（児）

### 内容

小型の発信機を利用者に携帯していただき、家庭からの連絡によりすみやかに位置情報をお知らせします。費用は月額500円に消費税相当額を加算した額です。

※ 認定から機器の受け渡しまで、1ヶ月程時間がかかります。

### 申請方法

事前に訪問調査が必要です。障害福祉課までお問合せください。

### 問合せ

障害福祉課 相談支援担当 電話042-338-6847（直通）

## 2. 心身障がい者（児）の一時保護 **身知**

### 対象者

居宅で生活する障がい者（身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～4度をお持ちの方、脳性麻痺、進行性筋萎縮症）で家族の疾病による通院、事故、出産、冠婚葬祭、休息などの理由により一時的に介護を受けられない方。ただし、障がい者が入院や、専門医の治療が必要な場合を除きます。

### 内容

市の事業として下記施設に、ベッドを1～2床用意してあります。認められた期間内（一泊以上7日以内、必要に応じて延長）必要な保護が受けられます。

#### ◆ 島田療育センター 多摩市中沢1-31-1

電話042-374-2071

※食事代及び医療費の一部負担があります。また、初めて利用する際には、判定料の負担があります。

#### ◆ 啓光学園 多摩市和田1717

電話042-375-7303

※食事代の負担があります。また所得に応じて費用負担があります。日帰り利用も可能です。

### 申請方法

障害福祉課にて事前相談が必要です。

身体障害者手帳・愛の手帳をご持参のうえ障害福祉課へ

※ 初めての利用には、事前に施設見学・面接が必要です。

### 問合せ

障害福祉課 相談支援担当 電話042-338-6847（直通）

FAX042-371-1200

### 3. 在宅障がい者出張理髪

#### 対象者

重度のねたきり障がい者で65歳未満の方

#### 内容

2ヶ月に1回、理容師又は美容師が自宅を訪問し、調髪を行います。

#### 費用

自己負担1回2,000円

#### 申請方法

事前に相談、状況調査が必要です。

身体障害者手帳をご持参のうえ障害福祉課へ

#### 問合せ

障害福祉課 相談支援担当 電話042-338-6847 (直通)

FAX042-371-1200

### 4. 在宅身体障がい者入浴サービス

#### 対象者

重度身体障がい者(65歳未満)で、自宅での入浴が困難な方

#### 内容

週に1回、無料で施設入浴又は訪問入浴ができます。

#### 申請方法

事前に相談、状況調査が必要です。

① 申請書 ② 身体障害者手帳 ③ 指定の医師意見書をご持参のうえ障害福祉課へ

#### 問合せ

障害福祉課 相談支援担当 電話042-338-6847 (直通)

FAX042-371-1200

### 5. デイサービス

#### 対象者

おおむね18歳以上65歳未満の在宅で身体障害者手帳もしくは愛の手帳をお持ちの方。ただし、高次脳機能障がい等で手帳のない方も可

#### 内容

週2回、総合福祉センターに通所して、日常動作訓練、健康チェック、機能訓練、趣味・いきがい活動や季節の行事などを行います。

ご自宅近くまで送迎します。

#### 申請方法

事前に訪問調査が必要です。①～②をご持参のうえ障害福祉課へ

① 申請書 ② 指定の医師意見書

#### 問合せ

障害福祉課 相談支援担当 電話042-338-6847 (直通)

FAX042-371-1200

## 6. 粗大ごみ運び出しサービス



### 対象者

- ① 高齢者（65歳以上）のみで構成する世帯
- ② 身体障がい者のみで構成する世帯

のうち所定の場所に粗大ごみを出すことが困難な方

### 内容

作業員が粗大ごみをお部屋の中から収集します。

※ 運び出しにお金はかかりませんが、料金分の粗大ごみ処理券が必要です。

※ 取り外しが不要で、玄関から出せる大きさのものに限りです。

※ 日にちや時間の指定はできません。

※ 本人の立会いが必要です。

### 申請方法

平日の午前8時30分から午後5時までに粗大ごみ専用ダイヤルにお電話のうえ、運び出し希望とお伝えください。

### 問合せ

資源循環推進課（エコプラザ多摩） 電話042-375-9713（粗大ごみ専用ダイヤル）

## 7. 高齢者等<sup>こうれいしゃとう</sup>ごみ出しサポ<sup>だ</sup>ート



### 対象者

以下のいずれかに該当する世帯のうち、自身でごみを排出場所まで運べないため、本人と住居を別にする介助者等が指定日以外にごみ・資源を排出せざるをえない世帯

- ①介護保険の要介護または要支援認定を受けている方又は同等の状態と認められる方で、65歳以上の方のみで構成されている世帯
- ②身体障害者手帳をお持ちの方のみで構成されている世帯
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のみで構成されている世帯
- ④愛の手帳をお持ちの方のみで構成されている世帯
- ⑤上記に準じると市長が認める方

### 内容

ご自身でごみ出しができない方の支援者は、「ごみ出しサポートシール」を貼ったごみ容器に、曜日にかかわらずいつでもごみ出しができます。

※ 収集日は通常の曜日と変わりません。

※ ごみ・資源を入れるフタつきの容器は申請者ご自身でご用意ください。

※ 集合住宅での容器設置に関しては、事前に建物管理者の確認をとってください。

※ お部屋の中や玄関前から収集するものではありません。容器は通常の設置場所と同様に収集が容易な場所に置いてください。

### 申請方法

本人、別居の親族、介助者等が「多摩市ごみ出しサポート申請書」を多摩市役所資源循環推進課（エコプラザ多摩）に提出してください。その際に手帳やその写しなど対象要件を確認できるものをご提示ください。郵送をご希望の場合はお問い合わせください。

### 問合せ

資源循環推進課（エコプラザ多摩） 電話042-338-6836（直通）

## 8. 意思疎通支援（手話通訳者・要約筆記者派遣）事業



### 対象者

- ① 多摩市在住の身体障害者手帳を所持する聴覚障がい者及び言語障がい者
- ② 市内に事務所を有する聴覚障がい者団体

### 内容

月20時間を限度に、日常生活の中で手話通訳又は要約筆記を必要とする時に、通訳者が派遣されます。ただし、営利活動・政治活動・宗教活動等、内容によっては派遣されない場合があります。派遣に要する費用は無料ですが、通訳者の施設への入場料や交通費、要約筆記時のペンや用紙は自己負担となります。

### 申請方法

事前に登録申請が必要です。身体障害者手帳をご持参のうえ障害福祉課へ

### 利用方法

申請登録後、利用希望日の7日前までに多摩市社会福祉協議会へFAXで申込み（専用の派遣申込書で申込み）

利用申込先

多摩市社会福祉協議会（窓口では、手話・要約筆記または筆談対応可）

FAX042-373-5792（専用） 電話042-373-5793（直通）

### 問合せ

障害福祉課 障害福祉係

FAX042-371-1200 電話042-338-6903（直通）

## ・意思疎通支援（失語症会話パートナー派遣）事業

### 対象者

次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体

- ①多摩市内に活動の拠点を置く団体
- ②身体障害者手帳を交付された市内に居住する失語症者が参加する団体
- ③失語症者の自立生活及び社会参加を促す活動をする団体

### 内容

失語症者と他者との意思疎通を支援する者（会話パートナー）を派遣し、失語症者の会話の支援を行います。

### 申請方法

事前に登録申請が必要です。（利用方法等は、登録団体へご案内いたします。）

### 問合せ

障害福祉課 障害福祉係

電話042-338-6903 FAX042-371-1200

## 9. <sup>じゅうどしんたいしょう</sup>重度身体障がい者<sup>しゃはんでいきやぶうんこうじぎょう</sup>ハンディキャブ運行事業



### 対象者

多摩市在宅の1，2級の重度身体障がい者のうち肢体不自由（上肢・下肢・体幹機能障害）の方で、

- ① 補装具交付、修理意見書（車いす用）にて車いす交付対象者として認められている方
- ② 65歳以上の方は介護保険制度で車いすをレンタルされており、介護保険制度の日常生活自立度B-1（ねたきり）より重度の方

※ 肢体不自由の下肢の等級については限定されます。

### 内容

月20時間を限度に以下のような時に利用できます。運行に要する費用は、無料ですが、駐車場料金、有料道路料金などは自己負担です。利用する際は走行中の安全、目的地での介護の必要性から介護人が必要です。

- ① 市役所等公的機関への各種届け出等をする場合
- ② 病院等医療機関への通院をする場合
- ③ 市民大会等各種行事に出席する場合
- ④ 学校行事等に出席する場合
- ⑤ 公的施設によって行われる研修、講座等に出席する場合
- ⑥ 冠婚葬祭に出席する場合

運行業者 NPO法人 ハンディキャブゆづり葉事務局

電話042-389-2677 FAX042-389-2718

### 申請方法

事前に利用登録が必要です。（要相談）

身体障害者手帳をご持参のうえ障害福祉課へ

### 問合せ

障害福祉課 相談支援担当

電話042-338-6847（直通） FAX042-371-1200

## 10. <sup>せいしんしょう</sup>精神障がい者<sup>しゃぐるーぶほーむ</sup>グループホーム<sup>むかつようがたしよーとすていじぎょう</sup>活用型ショートステイ事業



### 対象者

満18歳以上65歳未満で以下のいずれかに該当する方

#### (1) 市内在宅生活中

- ① 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ② 精神障がいを支給事由とする年金の給付を受けている方
- ③ 精神障がいを支給事由とする特別障害給付金の給付を受けている方
- ④ 自立支援医療（精神通院医療に限る）を受けている方
- ⑤ その他精神障がいを有すると認められる方

#### (2) 入院中

精神科病院に入院している精神障がい者で、地域生活への移行を図る方（入院前は多摩市在住）

### 内容

地域で生活する精神障がい者ご本人が、休息が必要なときや、家族の都合で介護を受けられないときなどに、グループホームの居室にて、1ヶ月最長6泊7日まで入所利用ができます。

また、入院中の精神障がい者が地域生活に移行する時の外泊訓練にも利用できます。

※ 食事提供なし。利用料、実費等の負担があります。

### 申請方法

グループホームにて面接が必要です。事前に下記へお問い合わせください。

### 問合せ

障害福祉課 相談支援担当

電話042-338-6847（直通） FAX042-371-1200

## 11. <sup>じゅうしょうしんしんしょう</sup>重症心身障がい児（者）<sup>じしゃ</sup>等<sup>とうざいたく</sup>在宅レスパイト事業<sup>じぎょう</sup>



### 対象者

次の全てに該当する方

- (1) 多摩市に住民登録がある方
- (2) 市内在宅生活中
- (3) 次の①又は②のいずれかに該当する方

- ① 医療的ケアを必要とする重症心身障がい児（者）
- ② 医療的ケア児

### 内容

市と業務委託契約を締結している訪問介護事業者から居宅に看護師又は准看護師を派遣し、医療的ケア及び食事、排泄、体位変換等の療養上のケアを行います。

### 申請方法

事前に利用登録が必要です。まずは以下の問合せ先までご連絡下さい。

### 問合せ

障害福祉課 相談支援担当

電話042-338-6847（直通） FAX042-371-1200

## 12. 障がい者自立生活サポーター支援制度



### 対象者

障害福祉サービスの①居宅介護、②重度訪問介護、③同行援護、④行動援護、⑤重度障害者等包括支援の支給決定を受けている方

### 内容

障害福祉サービスの支給決定を受けているにもかかわらず、十分なサービスを受けられない環境にある方に対し、地域生活に必要な最低限の支援を受けられる環境を確保するため、障がい者自立生活サポーターが、利用対象者に対して行ったサポート活動に対し費用を給付します。利用時間は、支給決定時間の範囲内とします。

### 申請方法

申請書（市指定の様式）をご持参のうえ障害福祉課へ  
※詳細は障害福祉課までお問い合わせください。

### 利用方法

利用者は、市から送付される利用承認通知書又は更新承認通知書をサポーターに提示し、サポート活動の依頼をしてください。

### サポーターの申請

サポーターになる方は、申請書（市指定様式）に記入の上、障害福祉課へ

サポーターになることができる方は、次の全てに該当する方で、期間は3年間以内です。

- ①障がい者に対する理解があり、サポート活動を行うことが可能と認められる方
- ②事前に、利用者から、当該利用者への適切なサポート活動を行うために必要な技術の指導を受けた方
- ③利用者の家族（親、子、兄弟姉妹及び配偶者をいう）でない方

### 問合せ

障害福祉課 相談支援担当

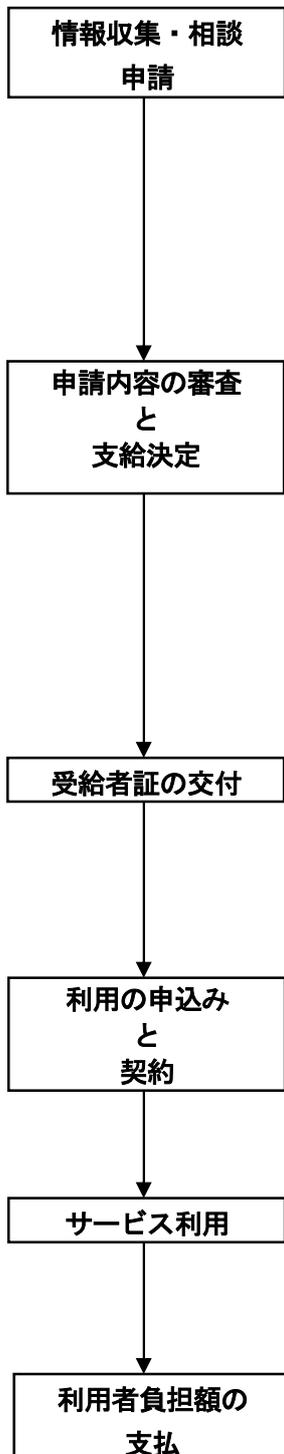
電話042-338-6847（直通） FAX042-371-1200

# しょうがいしゃそうごうしえんほうとう がいよう 13. 障害者総合支援法等の概要

## 身 知 精 難

障害者総合支援法及び児童福祉法による障がい者(児)サービスの手続きについて

### ❖申請からサービス開始まで❖



市役所の窓口で、どのようなサービスを利用したらよいか相談し、利用するサービスが決まったら、本人や家族などが市に申請してください。

※対象者：身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方、精神障がいのある方、心身に障がいがあると判定された障がい児、難病（障害者総合支援法第4条に定める難病）の方

市職員が、障がいのある人から障がいの状況や利用の意向、生活環境及び身体状況等80項目（児童は11項目）の聞き取りを、面接又は訪問等により行い、相談支援事業者によるサービス等利用計画案を参考のうえで、サービスの支給量を決定します。居宅介護サービス等指定のサービスについては、訪問により80項目の聞き取り調査を行い、医師の意見書とともに審査会において障害支援区分を決定します。その区分をもとに市の基準に従い、支給量を決定します。

支援の種類、支給期間、利用者負担額などが記載された受給者証を交付します。相談支援事業者はサービス担当者会議を経て、市へサービス等利用計画を提出します。

受給者証を提示したうえで、本人と事業者・施設との間で直接契約の締結をします。

サービスの利用は受給者証に記載された範囲内に限ります。相談支援事業者によるモニタリングがあります。

サービスの利用者は利用者負担額を事業者・施設に直接支払います。

## 14. 障害者総合支援法等の対象となるサービス



### ◆ 介護給付

- ① 居宅介護（ホームヘルプサービス）等  
居宅において、介護や家事などの援助を受けられます。障がいの状況により、重度訪問介護や重度障害者等包括支援、行動援護及び視覚障がい者のための同行援護のサービスもあります。
- ② 短期入所（ショートステイ）  
介護者の病気や休養等のため、短期間入所して必要な支援を受けられます。
- ③ 療養介護  
医療機関で療養上の管理、看護、介護等日常生活の世話を行います。重度の区分判定が必要です。
- ④ 生活介護  
常時介護を必要とする方に入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。一定の区分判定が必要です。
- ⑤ 施設入所支援  
施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

### ◆ 訓練等給付

障がいの状況により、契約できる施設が定められています。事前に市役所のケースワーカー等と相談してください。

- ① 自立訓練（機能訓練・生活訓練）  
自立した日常生活ができるよう必要な訓練を行います。
- ② 就労移行支援  
就労を希望する方に、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
- ③ 就労定着支援  
就労移行支援等を経て一般就労に移行した方に対し、就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
- ④ 就労継続支援（A型・B型）  
就労が困難な方に働く場を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ⑤ 自立生活援助  
障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した方に対し、定期的な巡回相談や随時の対応により、適時のタイミングで適切な支援を行います。
- ⑥ 共同生活援助（グループホーム）  
共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。必要な方には、食事や入浴の介護等を行います。

## ◆しょうがいじつうしょきゅうふ障害児通所給付

- ① 児童発達支援  
日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
- ② 医療型児童発達支援  
児童発達支援の内容に加え、医療を提供します。
- ③ 放課後等デイサービス  
放課後又は休業日において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
- ④ 保育所等訪問支援  
児童発達に関する各種専門職が、児童が集団生活を行う保育所等を定期的に訪問し、障がい児本人や保育所等のスタッフに対して支援を行います。
- ⑤ 居宅訪問型児童発達支援  
重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

## ◆ちいきせいかつしえんじぎょう地域生活支援事業

- ① 移動支援  
知的障がい等で移動が困難な方について外出のための支援を通して地域での社会参加を支援します。
- ② 意思疎通支援  
聴覚障がい等のためコミュニケーションに支障がある方に手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を支援します。また、失語症者の支援をしている団体に、失語症会話パートナーの派遣を行い、失語症者の会話を支援します。
- ③ 日常生活用具給付等  
障がい者（児）に対し障がい特性に応じた日常生活用具の給付等を行い、日常生活を支援します。
- ④ 相談支援  
障がい者等からの相談に応じ、情報提供等必要な援助を行います。
- ⑤ 地域活動支援センター  
創作活動等を提供し、地域生活の支援を行います。
- ⑥ 日中一時支援  
障がい者（児）を一時的にあずかり、日中活動の場を提供します。

## 《8 交通機関の割引》

### 1. 民営バスの割引 **身 知 精**

#### 対象者

身体障害者手帳をお持ちの方、第1種身体障害者手帳をお持ちの方の介護人、愛の手帳をお持ちの方・その介護人、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

#### 内容

適用路線は、東京都内を運行する民営バスの都内路線（他県に乗り入れている路線を含む）。詳しくは各バス会社にお問い合わせください。

- ① 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は運賃支払い時に手帳を示すことにより5割引となります。
- ② 第1種身体障害者手帳をお持ちの方の介護人・愛の手帳をお持ちの方の介護人の方は、介護人用の民営バス乗車割引証の交付を受け、運賃支払い時に割引証を示すことにより5割引となります。  
※申請方法 身体障害者手帳、愛の手帳 をご持参のうえ障害福祉課へ
- ③ 身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方の定期券については、定期券割引購入申込書の交付を受け、定期券購入時に手帳と一緒に示すことにより3割引となります。  
※申請方法 身体障害者手帳、愛の手帳 をご持参のうえ障害福祉課へ

#### 問合せ

障害福祉課 障害福祉係

電話042-338-6903（直通） FAX042-371-1200

### 2. JR・私鉄運賃の割引 **身 知**

#### 対象者

身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方、第1種身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方の介護人

#### 内容

- ① 第1種の方
  - ・介護人と一緒に乗車される場合は、本人・介護人とも運賃が5割引となります。（定期券を含む）
  - ・単独で乗車される場合は、片道100kmを超える時に限り5割引となります。（グリーン車・特急料金は除く）
- ② 第2種の方
  - ・片道100kmを超える時に限り5割引となります。（グリーン車・特急料金は除く）
  - ・12歳未満の介護人は付添いの場合、定期券が5割引となります。

#### 手続方法

各券発売窓口で身体障害者手帳又は愛の手帳を見せて割引を受けてください。

#### 問合せ

JR・各私鉄へ

### 3. 都営交通の割引



(都電、都営バス・地下鉄、日暮里・舎人ライナー)

#### 対象者

- 都電 身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方及びその介護人
- 都営バス 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者福祉保健手帳をお持ちの方及びその介護人
- 都営地下鉄
  - ・身体障害者手帳をお持ちの方及びその介護人（第1種身体障害者が介護人とともに乗車する場合、又は12歳未満の第2種身体障害者とともに乗車する介護人に対して割引定期券を発売する場合にかぎります。）
  - ・愛の手帳を所持する方及びその介護人
  - ・他道府県が発行する療育手帳をお持ちの方及びその介護人（第1種知的障害者が介護人とともに乗車する場合、又は12歳未満の第2種知的障害者とともに乗車する介護人に対して割引定期券を発売する場合にかぎります。）
- 日暮里・舎人ライナー 身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方及びその介護人

#### 内容

都電、都営バスは乗車時に手帳を提示することにより運賃が5割引となります。都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーは各駅にて5割引の普通券を購入することができます。定期券の割引は、都電、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーは5割引、都営バスは3割引です。申し込みは定期券発売所へ

#### 問合せ

障害福祉課 障害福祉係  
電話042-338-6903（直通） FAX042-371-1200

### 4. 都営交通無料乗車券



(都電、都営バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー)

都内在住の身体障害者手帳及び愛の手帳をお持ちの方（東京都シルバーパス又は精神障害者都営交通乗車証をお持ちの方は除きます。）

#### 内容

都営交通（都電、都営バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）の全区間（都営バスの一部区間を除く。）に無料で乗車できます。通用期間は最長3年間です。記名人の誕生日末までになっています。更新手続きは、通用期間が切れる月の初日から可能です。

#### 申請方法

身体障害者手帳・愛の手帳・（更新の場合はお使いの無料乗車券）をご持参のうえ、障害福祉課へ

#### 問合せ

障害福祉課 障害福祉係  
電話042-338-6903（直通） FAX042-371-1200

## 5. 東京都精神障害者都営交通乗車証



(都電、都営バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー)

### 対象者

都内在住の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（シルバーパス・その他無料乗車証の交付を受けている方は対象外です。）

### 内容

都営交通（都電、都営バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）が運賃無料で利用できます。有効期限は発行日から2年間です。継続手続きは、有効期限の13日前から可能です。

### 申請方法

精神障害者保健福祉手帳をご持参のうえ、下記の申込み・発行窓口へ

### 申込み・発行窓口

- ◆ 23区内都電、都営バス、都営地下鉄の定期券発行所
- ◆ 多摩市役所 障害福祉課

### 問合せ

障害福祉課 障害福祉係

電話042-338-6903（直通） FAX042-371-1200

## 6. 有料道路通行料金の障がい者割引



### 対象者

- ① 障がい者ご本人が運転される場合  
身体障害者手帳の交付を受けられているすべての方
- ② 障がい者ご本人以外の方が運転され、障がい者ご本人が乗車される場合  
身体障害者手帳第1種又は療育手帳第1種の交付を受けられている方

### 内容

割引登録を受けた障害者手帳を料金所で係員に見せると、全国の有料道路の料金が5割引となります。

### 申請方法

次のものを持って障害福祉課で証明を受けてください。

- ◆ ETCを利用しない場合
  - ① 身体障害者手帳又は愛の手帳
  - ② 車検証
  - ③ 運転する方の免許証（自ら運転する場合）
- ◆ ETCを利用する場合
  - ① 身体障害者手帳又は愛の手帳
  - ② 車検証
  - ③ ETCカード（障がい者本人名義 ※未成年者は親権者又は法定後見人名義でも可）
  - ④ ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書等）
  - ⑤ 運転する方の免許証（自ら運転する場合）

※ 有料道路事業者へ登録申請をし、登録済結果通知書を受けてから利用開始となります。

### 問合せ

障害福祉課 障害福祉係

電話042-338-6903（直通） FAX042-371-1200

## 7. タクシーの割引 **身 知 精**

### 対象者

身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方

また、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方も、一部のタクシーを除き、運賃・料金がー割引となります。

### 内容

乗車時に、手帳の写真による本人確認により、運賃・料金がー割引となります。(10円未満の端数は切り捨て)

### 問合せ

一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会 電話03-3264-8080

## 8. 旅客船・フェリーの割引 **身 知 精**

### 対象者

身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方

また、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も、一部の運航会社を除き、運賃が割引となります。

※介護人も割引の対象となる場合があります。

### 内容

旅客船・フェリーの発売窓口で手帳を提示することにより乗船券が割引で購入できます。割引率等、詳細は各船会社にお問合せください。

### 問合せ

各船会社

## 9. 航空運賃の割引 **身 知 精**

### 対象者

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの満12歳以上の方とその介護人

### 内容

国内線の航空機を利用する場合に、運賃が割引になります。

割引率や対象区間等、詳細は各航空会社にお問合せください。

### 問合せ

各航空会社支店、営業所、代理店

# ねんきん きょうさい 《9 年金・共済》

## 1. しょうがいき そねんきん 障害基礎年金



### 対象者

- ① 国民年金に加入中、または日本国内に住む60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間に初診日のある疾患や障がい等により、政令で定める障がいの状態にある方（なお、保険料の納付要件があります。）
- ② 20歳前に初診日のある疾患や障がい等により政令で定める障がいの状態にある方  
※「初診日」とは、障がいの原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日です。  
※詳しくは下記へお問合せください。  
※厚生年金の加入期間や、厚生年金に加入中の方に扶養されている配偶者である期間に初診日がある方は、府中年金事務所にお問い合わせください。

### 内容

年金額は、年度ごとに決定されます。令和5年度は、次のとおりです。

1級 年額 993,750円

2級 年額 795,000円

※ 手帳の等級とは異なります。

### 問合せ

保険年金課 国民年金係

電話042-338-6844（直通）

府中年金事務所 府中市府中町2-12-2

電話042-361-1011

## 2. 特別障害給付金

とくべつしょうがいきゅうふきん



国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障がい者の方について、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されました。

### 対象者

- ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった、厚生年金・共済組合等の加入者の配偶者

であって当時任意加入していなかった期間内に初診日（障がいの原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）があり、現在、障害基礎年金1・2級相当の障がいに該当する方。ただし65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限ります。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給できる方は対象になりません。

※ 詳しくは下記へお問合せください。

### 内容

支給額は、年度ごとに決定されます。令和5年度は、次のとおりです。

障害基礎年金1級に該当する方	月額	53,650円
障害基礎年金2級に該当する方	月額	42,920円

### 問合せ

保険年金課 国民年金係  
電話042-338-6844（直通）  
府中年金事務所 府中市府中町2-12-2  
電話042-361-1011

## 3. 心身障害者扶養共済制度

しんしんしょうがいしゃふようきょうさいせいど



障がい者を扶養する保護者に万一事（死亡・重度障がい）があったとき、残された障がい者に年金が支払われる制度です。

### 対象者

次のすべての要件を満たしている方

- ① 障がい者の保護者であること
- ② 加入年度の初日（4月1日）の年齢が65歳未満であること
- ③ 特別な疾病や障がいがなく、保険契約の対象となる健康状態であること

### 内容

加入者は毎月掛け金（金額は口数と年齢によって異なります。）を納付していただきます。後に加入者が死亡し、又は重度障害と認められたときは、その月から心身障がい者に対し年金（1口につき月額2万円）が支給されます。

※ 詳しくは下記へお問い合わせください

### 問合せ

障害福祉課 障害福祉係  
電話042-338-6903（直通） FAX042-371-1200

# 《10 税金》

## 1. 税金の減額・免除



### (1) 所得税（国税）の控除

#### 対象者

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、65歳以上で障害の程度が各手帳の等級に準ずるものとして市町村長等に認定を受けた方、又はその被扶養者。

#### 内容

- ・特別障害者控除（身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級の方）は、所得金額から40万円が控除されます。なお、特別障害者控除対象者を同居して扶養している場合は、所得金額から75万円が控除されます。
- ・障害者控除（身体障害者手帳3～6級、愛の手帳3・4度、精神障害者保健福祉手帳2・3級の方）は、所得金額から27万円が控除されます。

#### 手続方法

- ① 給与所得者の場合は勤務先へ申告
- ② 公的年金受給者の場合は支払先へ申告
- ③ 確定申告する場合は税務署へ申告

#### 確定申告に関する問合せ

日野税務署 日野市万願寺6-36-2 電話042-585-5661（代表）  
国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

### (2) 住民税（市・都民税）の控除

#### 対象者

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、65歳以上で障害の程度が各手帳の等級に準ずるものとして市町村長等に認定を受けた方、又はその方の扶養者

#### 内容

- ・特別障害者控除（身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級の方）は、所得金額から30万円が控除されます。なお、特別障害者控除対象者を同居して扶養している場合は、所得金額から53万円が控除されます。
- ・障害者控除（身体障害者手帳3～6級、愛の手帳3・4度、精神障害者保健福祉手帳2・3級の方）は、所得金額から26万円が控除されます。

※ 前年所得が135万円以下の場合は、住民税が非課税になります。

#### 問合せ

課税課 市民税係 電話042-338-6821（直通）

### (3) <sup>こていしさんぜい げんがく</sup>固定資産税の減額

#### 対 象

障がいのある方、65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方が居住している新築された日から10年以上を経過した住宅において、自己負担額が50万以上のバリアフリー改修工事（補助金などは除く）

※詳しくはお問い合わせください。

#### 内 容

翌年度の当該家屋の固定資産税が床面積100㎡を上限に3分の1減額されます。

※都市計画税及び土地の固定資産税は減額の対象になりません。

#### 手続方法

改修工事の完了後、3ヶ月以内に課税課家屋償却資産係に申告してください。

※詳しくはお問い合わせください。

#### 問 合 せ

課税課 家屋償却資産係 電話042-338-6838（直通）

### (4) <sup>そうぞくぜい こうじょ</sup>相続税の控除

#### 対 象 者

相続又は遺贈により財産を取得した85歳未満の障害者で、次の①～③全てに該当する方

① 相続又は遺贈により財産を取得した時に日本国内に住所がある方

② 相続又は遺贈により財産を取得した時に障害者である方

③ 法定相続人（相続の放棄があった場合は、その放棄がなかったものとした場合における相続人）である方

#### 内 容

障害の程度及び年齢に応じて相続税の障害者控除を受けることができます。

詳しくは、日野税務署へご相談ください。

#### 問 合 せ

日野税務署 日野市万願寺6-36-2 電話042-585-5661（代表）

国税に関するホームページ <http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4167.htm>

### (5) <sup>りし ひかせい</sup>利子の非課税

#### 対 象 者

障害者手帳の交付を受けている方や障害年金を受けている方等

#### 内 容

マル優、特別マル優について非課税制度を利用できます。（各々350万円まで）

#### 手続方法

金融機関、証券会社の営業所等で所定の書類を提出してください。その際、障害者手帳や年金証書及び個人番号カード等を提示する必要があります。

#### 問 合 せ

各金融機関

## (6) 贈与税の非課税<sup>そうよぜい ひかせい</sup>

### 対象者

特定障害者（特別障害者又は精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるなどその他の精神に障害がある者として一定の要件に当てはまる方）の方

### 内容

特定障害者の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、6,000万円（特別障害者以外の方については3,000万円）まで贈与税がかかりません。

詳しくは、日野税務署へご相談ください。

### 手続方法

特定障害者扶養信託契約に基づく信託に関する事務を取り扱う受託者の営業所等（信託銀行等）において手続をします。

### 問合せ

日野税務署 日野市万願寺6-36-2 電話042-585-5661（代表）

国税に関するホームページ <http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4405.htm>

## (7) 個人事業税の減免<sup>こじんじぎょうぜい げんめん</sup>

### 対象者

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、又はその扶養者

### 内容

- ① 前年の総所得が370万円以下である場合、申請により個人事業税額が次のとおり減額されます。
  - ・身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級の方  
⇒1人あたり1万円が減額
  - ・身体障害者手帳1・2級以外、愛の手帳1・2度以外、精神障害者保健福祉手帳1級以外の方  
⇒1人あたり5千円が減額
- ② 視力障がいの方で、両眼の（屈折異常のある方については矯正）視力が0.06以下で、あんま・はり・きゅう・マッサージ・指圧・柔道整復その他の医業に類する事業を営む場合、課税の対象外になります。

### 問合せ

八王子都税事務所 電話042-644-1114（直通）

## 2. 軽自動車税・自動車税の減免



### ◆軽自動車税種別割の減免、軽自動車税環境性能割の減免

#### 対象者

- 視覚 1～3級、4級（第一種）
- 聴覚 2・3級
- 平衡 3・5級
- 音声・言語 3級（こう頭摘出に係るものに限る）
- 上肢 1・2級
- 下肢 1～6級
- 体幹 1～3級・5級

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害

- 上肢機能障害 1・2級
- 移動機能障害 1～6級

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害 1・3・4級

肝臓機能障害 1～4級

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1～3級

愛の手帳1～3度の知的障がいのある方

精神障害者保健福祉手帳1級で自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方

#### 内容

- ① 障がい者（上記対象者）の方、又はその方と生計を同一にする方が所有する軽自動車等を、主に障がい者の方のために使用する場合、軽自動車税種別割が減免になることがあります。（普通自動車も含めて障害のある方1人につき1台の減免となります。）
- ② 障がい者等のために福祉車両を取得・所有される場合、軽自動車税が減免になる場合があります。

#### 手続方法

軽自動車税種別割の減免申請は、納税通知書が届いてから納期限までに、市役所課税課 諸税係へ（軽自動車税環境性能割の減免申請については、東京都自動車税コールセンターへお問合せください。）

#### 問合せ

（種別割について）

課税課 諸税係 電話042-338-6832（直通）

（環境性能割について）

東京都自動車税コールセンター 電話03-3525-4066

じどうしゃぜいしゆべつわり    じどうしゃぜいかんきようせいのうわり    げんめん  
◆自動車税種別割、自動車税環境性能割の減免

## 対象者

- 視覚 1～3級、4級（第一種）
- 聴覚 2・3級
- 平衡 3・5級
- 音声・言語 3級（こう頭摘出された場合に限る）
- 上肢 1・2級
- 下肢 1～6級
- 体幹 1～3級・5級
- 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
  - 上肢機能障害 1・2級
  - 移動機能障害 1～6級
- 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害 1・3・4級
- 肝臓機能障害 1～4級
- ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1～3級
- 愛の手帳総合判定1～3度の知的障がいのある方
- 精神障害者保健福祉手帳1級で自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方

## 内容

- ① 障がい者の方又はその方と生計を同一にする方が自動車（単身で生活する障がい者の方が所有する自動車を、障がい者の方を常時介護する方が運転する場合を含む）を所有し、もっぱら障がい者の方のために使用する場合、自動車税種別割、自動車税環境性能割が減免されます。  
（障がいのある方1人につき1台に限る）
- ② 自動車に車いすの昇降装置や固定装置などの整備がある車両等、特別仕様の自動車で、車検証の車体の形状が「車いす移動車」「身体障害者輸送車」「入浴車」である8ナンバーの特種用途自動車は、申請により自動車税種別割、自動車税環境性能割が減免されます。

## 手続方法

- ① 新たに自動車を取得したとき（自動車税種別割、自動車税環境性能割）は、多摩自動車税事務所へ（登録の日から1ヶ月以内）
- ② すでに自動車を所有しているとき（自動車税種別割）は、自動車税種別割の納期限までに都税総合事務センター、自動車税事務所又は都税事務所へ

## 問合せ

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 多摩自動車税事務所      | 電話042-522-8271 |
| 都税総合事務センター     |                |
| 東京都自動車税コールセンター | 電話03-3525-4066 |
| 八王子都税事務所       | 電話042-644-1114 |

# げんめんせいと わりびきせいと ≪ 11 減免制度・割引制度 ≫

## 1. 駐車禁止等除外標章の交付



### 対象者

都内に住所を有し、下記の障がいの区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方です。

手帳の種別	障がいの区分	障がいの級別	
身体障害者手帳	視覚障害	1級から3級までの各級又は4級の1	
	聴覚障害	2級又は3級	
	平衡機能障害	3級	
	肢体不自由	上肢機能障害	1級、2級の1又は2級の2 (両上肢に著しい障がいがある方)
		下肢機能障害	1級から4級までの各級
		体幹機能障害	1級から3級までの各級
		運動機能障害	1級又は2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
	移動機能	1級から4級までの各級	
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸機能障害	1級又は3級	
	免疫機能障害	1級から3級までの各級	
	肝臓機能障害	1級から3級までの各級	
(再認定診査が指定されている場合は、再認定診査が終了している方)			
戦傷病者手帳	上肢・下肢機能障害、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸機能障害、肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各級	
	視覚、聴覚、平衡、体幹機能障害	特別項症から第4項症までの各級	
愛の手帳(東京都療育手帳)	1度又は2度(3・6・12・18歳到達時の更新申請が終了している方)		
精神障害者保健福祉手帳	1級(精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている方)		
小児慢性特定疾病児童手帳	(色素性乾皮症の認定を受けている方)		

### 内 容

標章の交付を受けた身体障害者等本人が、現に使用中の車両であり、かつ標章を車両の前面ガラスの見やすい個所に正しく掲出することにより、公安委員会の標識等により駐車禁止の規制がある道路の部分から除外されます。詳しくは多摩中央警察署までお問合せください。

### 問 合 せ

多摩中央警察署 交通総務係 電話042-375-0110(代表) 内線4112・4113  
 警視庁ホームページ [http:// www.keishicho.metro.tokyo.jp](http://www.keishicho.metro.tokyo.jp)

## 2. NHKテレビ受信料の減免



### 対象者

#### 全額免除

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方がいる市民税非課税世帯
- ② 愛の手帳をお持ちの方がいる市民税非課税世帯
- ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる市民税非課税世帯

#### 半額免除

- ① 視覚・聴覚の身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主であり受信契約者である場合
- ② 身体障害者手帳1・2級をお持ちの方が、世帯主であり受信契約者である場合
- ③ 愛の手帳1・2度をお持ちの方が、世帯主であり受信契約者である場合
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方が、世帯主であり受信契約者である場合

### 内 容

放送受信料が全額もしくは半額免除されます。

市役所障害福祉課に手帳と印鑑を持参し、「放送受信料免除申請書」に証明を受け、NHK 首都圏局 視聴者リレーションセンター 東京西オフィスへ提出してください。

### 問 合 せ

障害福祉課 障害福祉係

電 話042-338-6903 (直通) FAX042-371-1200

NHK 首都圏局 視聴者リレーションセンター 東京西オフィス

電 話042-528-6000

## 3. 多摩テレビ利用料の減免



### 対象者

次のいずれかに該当するケーブルテレビ契約者の方

- ① 世帯主が身体障害者手帳1・2級をお持ちの場合
- ② 世帯主が愛の手帳をお持ちの場合
- ③ 世帯主が精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの場合

### 内 容

月々の基本サービス利用料金が半額免除されます。

多摩テレビへ障害者手帳のコピーを提出してください。

### 問 合 せ

多摩テレビ

電話0120-118-493 FAX042-339-5510

## 4. 水道料金・下水道使用料の減免



### 対象者

- ① 児童扶養手当の受給世帯
- ② 特別児童扶養手当の受給世帯

### 内容

水道料金は基本料金と1ヶ月当たり使用水量10m<sup>3</sup>までの従量料金、下水道使用料は1ヶ月8m<sup>3</sup>までの使用料が免除されます。

### 申請窓口

東京都水道局多摩サービスステーション 多摩市山王下1-17

#### ★サービスステーションで申請される方

受給証書をご持参ください。お客さま番号がわかるもの（東京都水道局の検針票又は領収証書等）がある方は、あわせてご持参ください。

#### ★郵送により申請される方

市役所で受給確認印を受けた申請書又は申請書（住所・氏名等必要項目を記入）と受給証書（写し）を同封のうえ、サービスステーションへ郵送してください。

### 問合せ

東京都水道局お客さまセンター 電話0570-091-100（ナビダイヤル）

## 5. 下水道使用料の減免



### 対象者

以下のいずれかに該当する、前年度の住民税が非課税世帯

- ① 在宅で生活している身体障害者手帳（1・2級）をお持ちの方がいる世帯
- ② 在宅で生活している愛の手帳（1・2度）をお持ちの方がいる世帯
- ③ 在宅で生活している精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方がいる世帯  
※生活保護による生活扶助を受けている、児童扶養手当または特別児童扶養手当を受けている等、他の事由で減免制度が受けられる場合は、この減免制度は受けられません。

### 内容

1ヶ月8m<sup>3</sup>までの下水道使用料が免除されます。

### 申請窓口

下水道課 業務係 電話042-338-6842

該当する手帳（①、②、③のいずれか）等\*をご持参ください。お客さま番号がわかるもの（東京都水道局の検針票又は領収証書等）がある方は、あわせてご持参ください。

※ 多摩市に転入された方は、前年度の住民税が非課税世帯であることを証明できるもの（転入前の自治体で発行された前年度の非課税証明書等）の提出が必要となる場合があります。詳しくは、下水道課業務係までお問い合わせください。

## 6. 有料指定袋減免（ごみ袋の減免）



### 対象者

- ① 生活保護を受けている世帯
- ② 児童扶養手当を受給している世帯

また、世帯全員の市民税が非課税であり、以下のいずれかに該当する世帯

- ③ 特別児童扶養手当を受給している世帯
- ④ 在宅で生活している愛の手帳（1，2度）をお持ちの方がいる世帯
- ⑤ 在宅で生活している精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方がいる世帯
- ⑥ 在宅で生活している身体障害者手帳（1，2級）をお持ちの方がいる世帯
- ⑦ 75歳以上のみで構成する世帯

### 内容

世帯人数に応じた枚数の家庭系有料指定袋の交付を受けることができます。

※ 年度途中での申請による有料指定袋の交付枚数は、申請時期によって年度当初より少なくなります。

### 申請方法

- ②～⑥の対象の方は受給証明書（児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書・身体障害者手帳・精神障害者手帳・保健福祉手帳・愛の手帳等）⑦の対象の方は本人確認ができるもの（健康保険証・運転免許証等）をご持参のうえ、資源循環推進課（エコプラザ多摩）へ
- ※ 転入等により、多摩市で課税状況が確認とれない場合は世帯全員分の非課税証明書が必要
  - ※ 毎年3月上旬～4月上旬には市役所や出張所に特別窓口が設けられます。
  - ※ 代理の方が申請する場合、委任状（様式は任意）が必要です。  
（代理人の本人確認書類が必要）

※ なお、おむつ袋については、必要な市民の方に市役所や出張所等で配布しています。

### 問合せ

資源循環推進課（エコプラザ多摩） 電話042-338-6836（直通）

## 7. 携帯電話料金の割引



### 対象者

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・特定医療費（指定難病）受給者証（発行元により名称が異なる場合があります）等をお持ちの方

### 内容

基本料金の割引等 ※ 各携帯電話会社に直接お問い合わせください。

### 手続

各携帯電話会社のお店やお客様センター

## 8. <sup>えぬていーていーむりょうばんごうあんない</sup>NTT<sup>あんない</sup> 無料番号案内（ふれあい案内）



### 対象者

身体障害者手帳（視覚1～6級、肢体不自由1・2級のうち上肢・体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい、聴覚2～4級・6級、音声機能・言語機能又は、そしゃく機能の障がい3・4級）をお持ちの方、愛の手帳をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、戦傷病者手帳（視力の障がいは特別項症～第6項症、上肢の障がいは特別項症～第2項症、聴覚障がいは第2項症・第4項症、音声機能・言語機能又は、そしゃく機能の障がいは第1項症・第2項症・第4項症）をお持ちの方

### 内容

障がいのため電話帳の使用が困難な方について、無料で電話番号案内をします。利用には事前に登録が必要です。

### 方法・問合せ

次の番号に電話をかけ、登録方法・使用方法をお問合せください。

NTT東日本ふれあい案内事務局 電話0120-104-174

FAX 0120-104-134

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日・年末年始を除く）

#### ※FAXによるお問合せの注意事項

- お問合せ内容、お客様のお名前、折り返しのFAX番号をお手持ちの用紙に記載して送信してください。
- お申込書、障害者手帳等は送付いただいても受付られません。誤って送付された場合は破棄させていただきます。
- 返信はFAXで行いますので、FAXを受信できる方のみのお問合せとさせていただきます。
- お客様が送信してから、3営業日以上折り返しが無い場合は通信機器のトラブル等が考えられますので、再度送信をお願いします。
- 050から始まる電話番号、ならびに携帯電話、衛星電話、公衆電話からのFAX送付は受付けておりません。
- 申込書は郵送でお送りします。

## 9. 「東京都障害者休養ホーム」申し込み用紙の配布



### 対象者

- ① 都内に住所を有し、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方（有効期限内であること）。等級は問いません。
- ② 宿泊施設を利用するにあたり、障害者の日常生活動作等の介助を行える方で、利用者1名につき付添いの方1名も助成を受けられます（都内在住の方に限りません）。

### 内容

東京都が指定する宿泊施設を利用した際の宿泊料金の一部を助成します。

助成回数 年度内（4月1日から翌年3月31日）2泊まで

助成金額 障害者 大人 6,490円まで 子供 5,770円まで

付添者 大人 3,250円まで

申込締切 団体…利用日の3週間前 個人…利用日の2週間前

※上記期間を過ぎた利用に関しては、助成対象となりません。お申し込みの際は、「東京都休養ホーム事業のごあんない（パンフレット）」をお読みください。

### 問合せ

- ◆ 申込書配布 障害福祉課 障害福祉係

電話042-338-6903（直通） FAX 042-371-1200

- ◆ 申込先 （公財）日本チャリティ協会

電話03-3353-5942 FAX 03-3359-7964

## 10. 障がい者団体の公共施設登録制度



### 対象者

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方又はその家族が構成員の過半数を占める、原則2名以上の団体。ただし、施設により利用者登録できる最低人数が異なりますので、利用者登録については事前に各施設にお問い合わせください。

### 内容

障がい者団体が公共施設を利用する場合に、使用料の減額等を受けるための団体登録手続きです。登録が完了した際には2年間有効の登録証を交付します。

### 手続方法

- ① ~③をご持参のうえ、障害福祉課へ

① 登録申請書（所定の様式） ② 団体の構成員名簿（住所・手帳の有無も記載）

③ 規約・会則等活動内容のわかるもの ※②・③については確認後に返却します。

### 問合せ

障害福祉課 障害福祉係

電話042-338-6903（直通） FAX042-371-1200

# 1 1. 多摩市スポーツ施設利用料金の減免



(総合体育館・野球場・球技場・庭球場・大谷戸公園キャンプ練習場)  
(武道館・陸上競技場)(温水プール)

## 対象者

- ① 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ② スポーツ施設使用に関する障がい者団体として登録している団体、庭球場障がい者個人登録している方、キャンプ練習場を利用する方

## 内容

### 〈個人利用〉

障害者手帳をお持ちの方の利用料が半額になります。

※ 介助者の利用料が無料になります。

### 〈団体利用〉

団体利用料が半額になります。

※ 温水プール立体駐車場は、個人・団体利用ともに駐車場利用料が無料になります。

## 手続方法

### 〈個人利用〉

- ・受付窓口で障害者手帳を提示してください。
- ・庭球場個人登録時に障害者手帳を提示してください。
- ・キャンプ練習場利用時に障害者手帳を提示してください。

### 〈団体利用〉

団体登録時に健康福祉部障害福祉課で発行された書類を提示してください。

※ 温水プール立体駐車場の利用時は、受付窓口で駐車券と手帳を提示してください。

## 問合せ

総合体育館・野球場・球技場・庭球場・大谷戸公園キャンプ練習場

→総合体育館 電話042-374-2313 FAX042-337-7664

武道館・陸上競技場

→武道館 電話042-371-8421

温水プール(アクアブルー多摩)

→アクアブルー多摩 電話042-338-7667 FAX042-338-7679

## 12. 学校跡地施設の使用料の減免



### 開放施設（2施設）

旧豊ヶ丘中学校  
旧西落合中学校

### 対象者

構成員の過半数が障がい者である団体

### 内容

学校統合により生じた学校跡地施設を暫定的に市民活動の場として、市民に開放しています。  
構成員の過半数が障がい者である団体は施設使用料が無料になります。

### 手続方法

施設使用后「学校跡地施設使用終了報告書」の備考欄に「免除団体」と記入してください。

### 問合せ

文化・生涯学習推進課 電話042-338-6882 FAX042-371-3711

## 13. 都立公園・都立施設等の無料入場及び駐車場の無料利用



### 対象者

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方とその付添いの方

### 対象施設

浜離宮恩賜庭園、旧芝離宮恩賜庭園、小石川後樂園、六義園、向島百花園、清澄庭園、旧古河庭園、旧岩崎邸庭園、殿ヶ谷戸庭園、神代植物公園、多摩動物公園、恩賜上野動物園、井の頭自然文化園、夢の島熱帯植物館、葛西臨海水族園、東京都江戸東京博物館、江戸東京たてもの園、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館、東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京スポーツ文化館、東京武道館、東京辰巳国際水泳場、東京都障害者総合スポーツセンター、東京都多摩障害者スポーツセンター、東京都庭園美術館 等

※一部有料となる場合があります。

### 利用方法

障害者手帳を提示してください。

駐車場は無料ですが、専用のスペースがない施設、事前連絡が必要な施設があります。また、付添いの方については制限がありますので、詳細はあらかじめ各施設へお問い合わせください。

## 14. 都営住宅の入居、特別減額及び使用承継制度



### 対象者

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

### 内容

- ①5月と11月の募集において優遇抽せんのある地区に申込みをした場合、一般世帯に比べて当せん確率が5倍又は7倍になります。8月及び2月のポイント募集は、ひとり親、高齢者、心身障害者世帯等に限定の募集となります。
- ②既に入居している身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方で、所得が一定額以下の場合、申請により使用料の特別減額が受けられます。
- ③都営住宅の使用承継制度  
都営住宅の使用承継は原則として名義人の配偶者のみですが、承継しようとする方又は同居人が身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級をお持ちの方で名義人からみて3親等以内の方につき、使用を承継することができる場合があります。

### 問合せ

#### ①について

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 電話 03-3498-8894 (代表)

#### ②③について

東京都住宅供給公社 お客様センター 電話 0570-03-0071

※上記の番号がご利用できない方、携帯電話の無料通話分や

割引サービスがご利用可能な方は 03-6279-2652

## 15. 郵便料金の減免

ゆうびんりょうきん げんめん



### 対象郵便物

点字郵便物・ 特定録音物等郵便物	次の郵便物で開封のものは無料（3kg まで） ① 点字のみを掲げたものを内容とする郵便物 ② 盲人用の録音物又は点字用紙を内容とするもので、点字図書館・点字出版施設など日本郵便株式会社の指定を受けた施設からの差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出される郵便物																								
点字ゆうパック・ 聴覚障がい者用ゆうパック	全国一律、30kg まで。 点字ゆうパック、聴覚障がい者用ゆうパック共通。 ※サイズとは、長さ・幅及び厚さの合計（cm）です <table border="1"> <tr> <td>サイズ</td> <td>60</td> <td>80</td> <td>100</td> <td>120</td> <td>140</td> <td>160</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サイズ</td> <td>サイズ</td> <td>サイズ</td> <td>サイズ</td> <td>サイズ</td> <td>サイズ</td> <td>サイズ</td> </tr> <tr> <td>運賃 (税込)</td> <td>100 円</td> <td>210 円</td> <td>320 円</td> <td>420 円</td> <td>520 円</td> <td>630 円</td> <td>730 円</td> </tr> </table>	サイズ	60	80	100	120	140	160	170		サイズ	サイズ	サイズ	サイズ	サイズ	サイズ	サイズ	運賃 (税込)	100 円	210 円	320 円	420 円	520 円	630 円	730 円
サイズ	60	80	100	120	140	160	170																		
	サイズ	サイズ	サイズ	サイズ	サイズ	サイズ	サイズ																		
運賃 (税込)	100 円	210 円	320 円	420 円	520 円	630 円	730 円																		
心身障がい者用ゆうメール	障がいのある方の福祉の増進を図るため、日本郵便株式会社に届け出た図書館と障がいのある方との間で、図書の閲覧のために発受されるゆうメールを安い運賃で利用できます。 <table border="1"> <tr> <td>重量 あて先</td> <td>150g まで</td> <td>250 g まで</td> <td>500 g まで</td> <td>1kg まで</td> <td>2kg まで</td> <td>2kg 超</td> </tr> <tr> <td>全国均一</td> <td>92円</td> <td>110 円</td> <td>150 円</td> <td>180 円</td> <td>230 円</td> <td>310 円</td> </tr> </table>	重量 あて先	150g まで	250 g まで	500 g まで	1kg まで	2kg まで	2kg 超	全国均一	92円	110 円	150 円	180 円	230 円	310 円										
重量 あて先	150g まで	250 g まで	500 g まで	1kg まで	2kg まで	2kg 超																			
全国均一	92円	110 円	150 円	180 円	230 円	310 円																			
心身障がい者団体の発行 する定期刊行物 ※発行人から差し出される ものに限りです	① 毎月3回以上発行する新聞紙 ② それ以外のもの 50g まで①は8円、②は15円、①②ともに50g を超えて1kg まで50g 増すごとに①は3円増し、②は5円増しになります。																								

### 手続窓口

最寄りの日本郵便株式会社へ

## 16. 郵便はがきの無料配布

ゆうびん むりょうはいふ



### 対象者

- ① 身体障害者手帳1・2級をお持ちの方
- ② 愛の手帳1・2度をお持ちの方

### 内容

通常郵便はがきをお一人につき20枚無料で配布。

※ 配布時期は年1回。申込み受付期間については最寄りの郵便局へお問い合わせください。

### 手続窓口

- ①又は②の手帳を持参のうえ、最寄りの日本郵便株式会社へ

## 《12 就労支援》



### 1. マルシェたま障がい者就労支援センター「なちゅーる」

#### 対象者

市内在住の身体、知的、精神等に障がいのある方

#### 内容

この事業は、社会福祉法人・正夢の会が多摩市から受託して行っている事業です。

障がいのある方の社会的自立を目指して就労の相談窓口を開設し、相談員が就労及び就労に必要な生活の支援をしています。これから就労をしたい、就労を続けたい、就労のための準備はどのようなことがあるのかなど、様々な問題を一緒に考えていきます。(仕事の斡旋はしていません。斡旋のみご希望の方はハローワークなどをご活用下さい。)

また、障がい者を雇用したい、雇用しているが困ったことがある、等の企業、事業主に個々の状況に合わせて相談を承ります。

#### 利用時間

月曜日～金曜日 9:30～18:00

第1・第3土曜日 9:30～17:00

(※初回は、お電話ください)

フリースペース 月曜日～金曜日 10:00～17:45

第1・第3土曜日 10:00～16:00

#### 休所日

日曜日、祝日、土曜日(第1・3以外)、年末年始

#### 問合せ

マルシェたま障がい者就労支援センター「なちゅーる」

電話042-311-2324 FAX 042-311-2737

多摩市関戸4-19-5 市立健康センター4階

E-mail: [tama-shurou@inagi-masayume.com](mailto:tama-shurou@inagi-masayume.com)

#### 受託事業者

社会福祉法人 正夢の会

ホームページアドレス <http://www.inagi-masayume.com>

## 2. 東京障害者職業能力開発校



### 対象者

身体障がい者、知的障がい者、又は精神障がい者・発達障がい者で、一般の職業訓練施設で職業訓練を受けることが困難な方

### 内容

能力に応じた技能を身につけることを目的としています。ハローワークと連携して就職の相談・支援をします。

ビジネスアプリ開発科、ビジネス総合事務科、グラフィックDTP科、ものづくり技術科、建築CAD科、製パン科、オフィスワーク科、職域開発科、調理・清掃サービス科、就業支援科、実務作業科、OA実務科

※OA実務科（重度視覚障がい者の方対象）については社会福祉法人 日本視覚障害者職能開発センターに委託し訓練を行っております。

入校手続きは、お住まいの住所地を管轄するハローワークへ応募書類を提出してください。

#### < 期間等 >

1年。オフィスワーク科、職域開発科及び調理・清掃サービス科は6ヶ月、就業支援科は3ヶ月。

#### < 費用負担 >

授業料無料。但し、一部科目で作業着等の自己負担があります。

#### < その他 >

ハローワークの受講指示を受けて入校した方には、訓練期間中、雇用保険又は訓練手当の支給が受けられます。

### 問合せ

東京障害者職業能力開発校

小平市小川西町2-34-1

電話042-341-1427 FAX042-341-1451

ホームページアドレス <https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/school/handi/>

## 3. ハローワーク

### 対象者

障がいのある方で就職を希望している方

### 内容

就職に向けての相談や紹介、各種職業訓練の相談と申込。

求人検索、失業給付に関する相談など。仕事に関する総合的な相談ができます。

### 問合せ

ハローワーク府中 専門援助部門 電話042-336-8652（直通）

## 4. 公益財団法人 東京しごと財団



### 対象者

一般就労を目指す障がいのある方・保護者・企業・障害者就労支援関係機関等

### 内容

#### ●障害者雇用就業総合推進事業

ハローワークや地域の障害者就労支援機関、企業等の関係機関と連携して、障害のある方の一般就労に向けた普及啓発から就業相談、企業とのマッチング、職場定着までの各種事業を行います。

#### ●東京ジョブコーチ支援事業

障害のある方が就職し新しい職場で円滑に働き続けることができるように、また、雇用する企業がスムーズに受け入れられるように、都独自の「東京ジョブコーチ」が訪問し、障害者の作業適応支援や職場内の環境調整など、職場定着に向けた支援をします。

#### ●障害者委託訓練事業

ハローワークと連携し、障害のある方が仕事をする上で必要な知識や技能を身につけるため、企業をはじめ社会福祉法人、NPO 法人、民間教育機関等、地域の様々な機関を活用した短期の職業訓練を実施します。

○知識・技能習得訓練コース（パソコン基礎・応用、清掃、軽食喫茶業務など）

○障害者向け日本版デュアルシステム（事務作業に必要なパソコン操作と職場実習など）

○実践能力習得訓練コース（事務補助、清掃など）

○e-ラーニングコース（都内在住で通所困難な障害者等が対象。Web制作実践講座など）

○在職者訓練コース（雇用継続に必要なパソコンスキルアップなど）

#### ●障害者雇用就業サポートデスク（東京しごとセンター 4階）

障害者雇用を検討している企業の皆様や就職を希望する障害のある方等に、障害者の雇用就業に関する相談対応を行うとともに、職場体験実習や東京ジョブコーチ支援事業、障害者委託訓練事業等の紹介、その他必要な情報を提供しています。（職業紹介はしていません。事前予約制です。）

### 問合せ

公益財団法人東京しごと財団 総合支援部 障害者就業支援課

電話03-5211-2681

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター4階

ホームページ：<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

障害者雇用サポートデスク多摩市役所

電話03-5211-5462

〒192-0023 立川市柴咲町3-9-2 東京しごとセンター多摩3階

利用時間 月・水・金曜日 午前9時～午後5時

## 5. 東京障害者職業センター



### 対象者

一般就労や職場定着を目指す障がい者全般と事業主および関係機関

### 内容

ハローワーク等と連携をとりながら、職業相談・職業評価・職業準備支援、ジョブコーチによる支援、職場復帰支援（リワーク支援）、事業主に対する支援等を行います。

### 問合せ

東京障害者職業センター 多摩支所

電話042-529-3341 FAX042-529-3356

## 6. 日本視覚障害者職能開発センター



### 対象者

視覚障がい者で就労を目指す方

### 内容

「東京ワークショップ」は、視覚障がい者の就職のための訓練（パソコンを用いた文書処理やデータ処理等）を行う就労移行支援（定員30名）と、就労継続支援B型（定員30名、テープ起こし作業等）及び就労定着支援（職場定着の支援）の福祉サービスの提供を行っています。また、視覚障がい者の就職のための訓練を行う「OA実務科」があります。

### 問合せ

日本視覚障害者職能開発センター 電話03-3341-0900

## 《13 難病患者への支援》

### 1. 保健所の難病事業 **難**

#### ◆ 在宅難病患者療養相談

在宅療養中の方が、安心して療養生活を送れるように、保健所の保健師等が家庭訪問や電話、所内での面談等により家庭での療養上のご相談に応じています。

患者さんや家族及び関係者を支援するための講演会等を開催しています。

#### ◆ 医療機器貸与

在宅療養生活を営む難病患者さんに、医療機器（吸引器等）の貸与を状況に応じて行っています。

ただし、障害者総合支援法など他の行政サービスの利用が優先となります。

#### ◆ 難病患者一時入院

在宅で療養する難病患者さんの介護者又は家族等の疾病・事故などで一時的に介護ができなくなった場合、1回につき最大1ヶ月間（年度内90日が上限）入院できるよう都内の病院にベッドを確保しています。

#### ◆ 在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護事業

在宅で、人工呼吸器を使用しながら療養している難病患者さんが、1日複数回の訪問看護が受けられるよう、訪問看護ステーション等に委託して行います。

### 問合せ

東京都南多摩保健所 保健対策課

電話042-371-7661 FAX042-375-6697

## 2. 保健所以外で実施する難病事業



### (1) 東京都難病相談・支援センター事業

地域で生活する難病患者の日常生活の相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点として、次のような事業を実施しています。

いずれも開所時間は午前10時から午後5時まで。ただし、相談受付は午後4時まで。

	事業
① 東京都難病相談・支援センター 所在地 文京区湯島1-5-32 (順天堂大学診療放射線学科実習棟2階) 電話 03-5802-1892	ア 療養相談(電話・面談)(※) イ 就労相談(電話・面談)(※) ウ 難病に関する資料の提供 エ 日常生活用具展示コーナー
② 東京都多摩難病相談・支援室 所在地 府中市武蔵台2-6-1(都立神経病院2階) 電話 042-323-5880	ア 療養相談(電話・面談)(※) イ 就労相談(電話・面談)(※) ウ 難病に関する資料の提供
③ 東京都難病ピア相談室 所在地 渋谷区広尾5-7-1(東京都広尾庁舎1階) 電話 03-3446-0220(相談専用) 03-3446-1144(予約・問合せ)	ウ 難病に関する資料の提供 エ 日常生活用具展示コーナー オ 疾病別ピア相談(※) カ 難病患者・家族の交流会

(※) 面接相談をご希望の場合は、事前にお電話で予約をお願いします。

### 主な業務内容

- ア 療養相談(電話・面談) 日常生活・療養生活における相談について、難病相談支援員が対応します。その他公的手続等に関する情報提供を行います。
- イ 就労相談(電話・面談) 難病患者就労コーディネーターが、就労に関する悩みや疑問についてご相談をお受けします。また、必要に応じてハローワークへの訪問に同行し、職業紹介が円滑に進むよう支援を行います。
- ウ 難病に関する資料の提供 難病に関する書籍や資料及び行政情報等を閲覧できます。
- エ 日常生活用具展示コーナー 用具について説明を受けることができます。
- オ 疾病別ピア相談 日常生活・療養生活における相談について、ピア相談員(難病患者・家族)が対応します。
- カ 難病患者・家族の交流会 患者さん・ご家族同士の交流と情報交換を目的とした交流会を行います。

(2) <sup>なんびょういりょうそうだんかい</sup> 難病医療相談会・<sup>なんびょういりょうこうえんかい</sup> 難病医療講演会

都内にお住まいの難病患者の方、難病の疑いのある方、ご家族で相談を希望される方はお気軽にご予約ください。

難病医療相談会は東京都難病相談・支援センター、東京都多摩難病相談・支援室で、難病医療講演会は東京都難病相談・支援センターで実施しています。

(1) 東京都難病相談・支援センター実施分（疾患群別）

所在地 文京区湯島1-5-32（順天堂大学放射線学科実習棟2階）

電話 03-5802-1892

予約受付時間：平日午前10時から午後5時まで

日時、場所は下記HPからご確認ください。

URL

（難病医療相談会）

<https://www.hokeniryometro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/center/souda nkai.html>

（難病医療講演会）

<https://www.hokeniryometro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/center/kouenk ai.html>

(2) 東京都多摩難病相談・支援室実施分（疾患群別）

所在地 府中市武蔵台2-6-1（都立神経病院2階）

電話 042-323-5880

予約受付時間：平日午前10時から午後4時まで

日時、場所は下記HPからご確認ください。

URL

（難病医療相談会）

<https://www.hokeniryometro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/center/souda nkai.html>

## ≪14 しかくしょう しゃなど しえん 視覚障がい者等への支援≫

### 1. てんやくしりょう おんやくしりょう かしだし 点訳資料・音訳資料の貸出



#### 対象者

視覚障がい等の方

#### 内容

点訳資料や音訳資料を中央図書館や郵送で貸出します。無料です。

#### 問合せ

多摩市立中央図書館	電話042-373-7955
日本点字図書館	電話03-3209-2442
日本視覚障害者団体連合点字図書館	電話03-3200-6160

### 2. のの えほん てんじつ えほん かしだし 布の絵本、点字付き絵本の貸出



#### 対象者

視覚障がい等の方

#### 内容

子どもからおとなまでみんなで楽しめる布の絵本、点字付き絵本を市内各図書館で貸出します。無料です。

#### 問合せ

多摩市立中央図書館 電話042-373-7955 FAX042-375-9459

### 3. まるちめでいあでいじー かしだし マルチメディアデイジーの貸出



#### 対象者

視覚障がい等の方

#### 内容

マルチメディアデイジーは音声だけでなく文字や挿し絵も表示される電子図書です。読み上げる所がハイライトされるため、視覚に障害がある方だけでなく、知的障がいや発達障がいなど文字情報の認識が困難な方も楽しめるものです。中央図書館・日本点字図書館で貸出します。無料です。

#### 問合せ

多摩市立中央図書館	電話042-373-7955	FAX042-375-9459
日本点字図書館	電話03-3209-2442	FAX 03-3209-2431

#### 4. プライベートサービス (希望に応じた点字・録音図書きぼう おう てんじ ろくおんとしよの製作・テキスト化せいさく てきすとが)

対象者

都内在住・在勤・在学の視覚障がいの方



内容

点字図書館に蔵書がない教養図書を、ご要望に応じて点訳・朗読・テキスト化するサービスです。製本に必要な点字用紙、CD代、原本代等は自己負担です。

問合せ

日本点字図書館 電話03-3209-0241

#### 5. 声のやまばと通信こえ つうしん



対象者

視覚障がい等の方

内容

図書館報「やまばと通信」と新作音訳資料・本の新着案内・図書館からのお知らせを収録した「声のやまばと通信」カセットテープ、デジター（CD）を年6回発行し、無料でお届けします。

問合せ

多摩市立中央図書館 電話042-373-7955 FAX042-375-9459

#### 6. 対面朗読サービスたいめんろうどくサービス



対象者

視覚障がい等の方

内容

市内図書館の対面朗読室等で、ご希望の図書、雑誌等（図書館で用意できる資料）を音訳奉仕者が対面で音訳します。無料です。

問合せ

多摩市立中央図書館 電話042-373-7955 FAX042-375-9459

## 7. 専門対面リーディングサービス



### 対象者

視覚障がいの方

### 内容

ご本人がお持ちになる専門資料を対面でお読みするサービスです。休館日を除く3日前までに予約が必要です。1コマ最大2時間。

### 問合せ

日本点字図書館 電話03-3209-0241

## 8. 情報機器の利用



### 対象者

視覚障がい等の方

### 内容

拡大読書器、点訳ソフト等を装備したパソコン、点字プリンター、デイジー（CD）再生機、リーディングトラッカー等の利用ができます（パソコンと点字プリンターの利用、デイジー（CD）再生機の利用、貸出は要予約）。無料ですが、点字用紙・記録媒体はご持参ください。

### 問合せ

多摩市立中央図書館 電話042-373-7955 FAX042-375-9459

## 9. 視覚障がい者用図書レファレンスサービス



### 対象者

視覚障がい等の方

### 内容

① 視覚障がい者用図書に関する情報提供 ② 視覚障がい関係の施設・団体の紹介

①②とも、サービスのご利用は無料です。

### 問合せ

多摩市立中央図書館 電話042-373-7955 FAX042-375-9459

日本点字図書館 電話03-3209-2442 FAX03-3209-2431

E-mail: reference@nittento.or.jp

(送信・受信ともファイルの添付はできません。)

## 10. 国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービス



### 対象者

視覚障がい等の方

### 内容

国立国会図書館および公共図書館が製作したデイジー図書や点字図書を、お持ちのパソコン等からダウンロードやストリーミングで利用できます。

国立国会図書館またはサピエ図書館へ登録が必要です。

### 問合せ

多摩市立中央図書館 電話042-373-7955 FAX042-375-9459

国立国会図書館 電話0774-98-1458 FAX0774-94-9117

E-mail : [syo-tky@ndl.go.jp](mailto:syo-tky@ndl.go.jp)

サピエ図書館事務局 電話06-6441-1078 FAX06-6441-1066

Web サイト : <https://www.sapie.or.jp>

## 11. 中途視覚障がい者のための点字教室



### 対象者

来館可能で障害者手帳未取得の視覚障がい者

※障害者手帳をお持ちの方は自立訓練をご案内しています。

### 内容

小グループ制で、一人一人のニーズに合わせ、個別プログラムに沿って、初歩から点字学習を支援します。

火曜日 予約制で1コマ60分（無料）

### 問合せ

日本点字図書館 電話03-3209-0241

## 12. 視覚障がい者のためのIT教室



### 対象者

来館可能な視覚障がい者

### 内容

初心者向けIT教室。音声ガイドを利用したパソコン、iOS 端末の基礎操作の講習  
水・木・金曜日 1コマ90分・全3回（予約制） 費用は全3回で4,500円

### 問合せ

日本点字図書館 電話03-3209-0241

### 13. <sup>てんじろくおんかんこうぶつさくせいはいふじぎょう</sup>点字録音刊行物作成配布事業



#### 対象者

都内在住で、原則として18歳以上の視覚障がい者で身体障害者手帳をお持ちの方

#### 内容

社会生活を営む上で必要な情報知識を原則として都政刊行物の中から選定し、点字本又はカセットテープ又はDAISY（デイジー）で毎月1点配布します。（無料）

#### 問合せ

公益社団法人東京都盲人福祉協会

電話03-3208-9001 FAX03-3208-9005

E-mail: info@tomoukyo.or.jp

### 14. <sup>こえ</sup>「<sup>こゝろ</sup>声のたま広報」



#### 対象者

視覚障がいの方

#### 内容

たま広報の内容をCDに収録した「声のたま広報」を、月2回広報の発行にあわせて郵送します。

※CDの再生にはDAISY（デイジー）再生機が必要です。一部のパソコンでも再生可能です。

#### 問合せ

秘書広報課 広報担当 電話042-338-6812（直通）

### 15. <sup>こえ</sup>「<sup>たま</sup>声の多摩市の<sup>べんり</sup>便利な<sup>ほん</sup>本」



#### 対象者

視覚障がいの方

#### 内容

「多摩市の便利な本」の内容をCDに収録した「声の多摩市の便利な本」を、2年に1回郵送します（次回は令和6年3月の予定です）。

※CDの再生にはDAISY（デイジー）再生機が必要です。一部のパソコンでも再生可能です。

#### 問合せ

秘書広報課 広報担当 電話042-338-6812（直通）

### 16. <sup>こえ</sup>「<sup>しぎかい</sup>声のたま市議会だより」



#### 対象者

視覚障がいの方

#### 内容

たま市議会だよりの内容をCDに収録した「声のたま市議会だより」を、たま市議会だよりの発行にあわせて郵送します。

※CDの再生にはDAISY（デイジー）再生機が必要です。一部のパソコンでも再生可能です。

#### 問合せ

議会事務局 議事係 電話042-338-6890（直通）

## 17. 広報東京都（点字版・テープ版・デージー版）



### 対象者

都内在住の視覚障がいの方

### 内容

都の政策やお知らせなどの都政情報を提供するため、毎月1回発行し、無料で郵送します。  
また、東京都公式ホームページ「WEB 広報東京都」のページでも音声を聞くことができます。  
WEB 広報東京都 <https://www.koho.metro.tokyo.lg.jp/>

### 問合せ

東京都 政策企画局 戦略広報部 広報広聴課

電話03-5388-3093 FAX03-5388-1329

## 18. 都議会だより（点字版・テープ版・デージー版）



### 対象者

都内在住の視覚障がい者の方

### 内容

都議会の活動内容をお知らせするため、年4回発行し、無料で郵送します。  
また、都議会ホームページの「都議会だより」のページでも音声を聞くことができます。

### 問合せ

東京都議会議会局 管理部 広報課

電話03-5320-7126 FAX03-5388-1779

ホームページアドレス <https://www.gikai.metro.tokyo.lg.jp/>

## 19. 点字広報・録音広報



### 対象者

視覚障がい者で身体障害者手帳をお持ちの方

### 内容

国の行政、その他公的な情報（「点字厚生」「声の広報厚生」など）を各点字図書館等に無料で配布します。詳しくは、下記のホームページをご覧ください。

### 問合せ

日本視覚障害者団体連合 電話03-3200-0011

ホームページアドレス <http://nichimou.org/>

## 20. <sup>てんじ</sup>点字による<sup>そくじじょうほうねっ</sup>即時情報<sup>とわ</sup>ネットワーク<sup>くじぎょう</sup>事業



### 対象者

配布・・・都内在住の視覚障がい者

### 内容

- ① 月曜～金曜（原則 土日祝を除く）の新聞記事、福祉情報等の抜粋を点字紙（誌）にして、視覚障がい者に郵便配布しています。
- ② [電話ナビゲーションサービス]  
①の情報を音声に変換したものを電話により自動で提供しています。  
電話ナビゲーションサービス専用：電話0570-021802
- ③ ①の情報をEメールでも配信しています。（無料）

### 問合せ

公益社団法人 東京都盲人福祉協会

電話03-3208-9001

FAX03-3208-9005

E-mail : info@tomoukyo.or.jp

## 21. <sup>しかくしょうがいしゃおんがくきょうしつ</sup>視覚障害者音楽教室



### 対象者

都内在住の視覚障がい者（原則：身体障害者手帳所有者）

### 内容

合唱や合奏の練習をとおして情操を育み日常生活を豊かにする機会を提供しています。（無料）

毎月1回（5月～3月（年11回）、定員各回50名

原則第3金曜日 午後1：00～3：30）

会場「東京都障害者福祉会館」※会場は変更の場合もありますのでお問い合わせください。

### 問合せ

公益社団法人 東京都盲人福祉協会

電話03-3208-9001

FAX03-3208-9005

E-mail : info@tomoukyo.or.jp

## 22. <sup>しかくしょう</sup>視覚障がい者<sup>しやにちじょうせいかつじょうほうてんやくとうさ</sup>日常生活情報<sup>びす</sup>点訳等サービス



### 対象者

都内在住・在勤の視覚障がい者で身体障害者手帳をお持ちの方

### 内容

日常生活上必要とする情報の点訳・墨訳又は対面朗読及びFAXによる電話朗読サービスを行います。（図書館や点字図書館で取り扱っているもの又は営利に関するものを除く）

無料です。ただし、対面朗読時のテープ・CD・SDカード代、FAXによる電話朗読時の電話の費用等は自己負担です。

### 問合せ

東京都障害者福祉会館

電話03-3455-6321

FAX03-3453-6550

## 23. 中途失明者緊急生活訓練事業



### 対象者

都内在住の原則として18歳以上の視覚障がい者で身体障害者手帳をお持ちの方

### 内容

指導員が家庭などを訪問して、点字および歩行訓練、日常生活訓練を行います。

### 問合せ

公益社団法人東京都盲人福祉協会

電話03-3208-9001 FAX03-3208-9005

E-mail : info@tomoukyo.or.jp

## 24. 視覚障がい者パソコン講座



### 対象者

都内在住の原則として18歳以上の視覚障がい者で身体障害者手帳をお持ちの方

### 内容

マンツーマンでパソコンの基礎を学習します。(無料、ただし教材費等は受講者負担)

### 問合せ

公益社団法人 東京都盲人福祉協会

パソコン講座専用電話・FAX 電話03-3208-9070

(月・水・金、10時~17時) 予約制

## 25. 家庭生活訓練事業



### 対象者

都内に居住し家庭内における日常生活活動に著しい制限を受けている在宅の視覚障がい者

### 内容

調理・生花・手芸・裁縫・リズム体操等の講習により日常生活上の訓練を受ける。(無料。ただしテキスト代、教材費等は受講者負担)

### 問合せ

公益社団法人 東京都盲人福祉協会

電話03-3208-9001 FAX03-3208-9005

E-mail : info@tomoukyo.or.jp

## 26. 盲青年等社会生活教室開催事業



### 対象者

青年及び高齢者層に属する都内在住の視覚障がい者(身体障害者手帳をお持ちの方)

### 内容

一般教養・健康管理等社会生活に必要な知識の習得や体験交流。無料(教材費等は受講者負担)

### 問合せ

公益社団法人 東京都盲人福祉協会

電話03-3208-9001 FAX03-3208-9005

E-mail : info@tomoukyo.or.jp